

生徒の生活からスタートする政治学習

宮崎大学教授 谷本美彦

1 政治学習が敬遠される大きな原因

政治学習といえば、「民主政治とそれを支える国民という観点から基本的事項について理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせることを意図している」(『中学校学習指導要領(平成10年12月)解説-社会編-』文部省平成11年9月 p.45)ことは理解しているが、教師が一般に描く政治学習の大きな流れは、名誉革命、アメリカ独立戦争、フランス革命等を経て獲得した基本的人権や民主政治の歩み及び法による支配の学習、さらにそれらを基礎とする日本国憲法の学習、そしてその一環として国会のしくみや内閣のしくみおよび議員内閣制の学習などであろう。なんとか政治学習を生徒に近づけ、興味・関心を呼び起こすものになりたいと考えている教師にとっても、なかなか名案が浮かばない学習単元である。

確かに、民主主義、民主政治の根幹は、権力の

乱用を防ぎ、基本的人権を守る「手続き」にあり、その経緯やしくみの基本を学ばせることは重要である。

しかし、そのことが、教師にとっても、生徒にとっても教えるに、興味のない学習になるというジレンマを生んでいる。この壁を何とかこえる政治学習のあり方について考えみたい。

2 政治学習の視点の見直し～機能面から考える

政治は多義的な概念であり、前述のような概念も当然含まれている。その一方で、機能面を重視する考え方もある。すなわち、個人や集団の利害を調整して、各人の同意をえられる政策を作成し社会的なバランスを維持したり、人々の福利を高めたりする機能に着目する考え方である。こうした側面からアプローチする政治学習も当然考えられる。政治の機能面に着目して、公民学習を改め

2. 基本的人権の歩み

かずや：多額の生誕費は、女の子の山口さんが当選したね。
さやや：養育費の差額も女の子が多いわよ。
かずや：最近、女の子のげんりがめだつね。
さやや：そうよ、男女平等の社会のため。
かずや：いまでは「あたりまえ」と思えることだけど、ずっとむかしから「あたりまえ」だったのかな。

1789年 人権宣言(フランス)
第1条 すべて国民は自由で平等な権利をもち、法律の定められた範囲内における自由の範囲についてはみずから責任を負わなければならない。

1789年という、日本はどんな時代だったんだろう。

上の権利書はフランス革命当時のものです。当時の社会のかわりようがともよくあらわされていますね。

1863年 リンカーンのゲティスバーグ演説(アメリカ)
「ここで我々が争っているのは、むしろわれわれの身分であります。(中略)それは、縦横の両方から縛られなければならないように、われわれがここでたく決心するため、またこの地に神のもの、新しい自由の扉を開きため、そして人間一人一人に与えられた神の恩恵をよりよく享受できるようにするためです。」

1919年 ワイマール憲法(ドイツ)
第151条 経済生活の安定は、すべての人間的な生活の基礎である。国家は、労働者の生活と健康の保護に専ら力を注ぎなければならない。

1948年 世界人権宣言(国際連合)
第1条 すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心を備わっており、互いの権利を尊重し、互いの責任を担うべきである。

身分制が存在していたこの時代において、左の本文は当時の特権階級の人たちだけに有利なものでした。しかしここで述べられたことは、のちの人権思想の源となるものでした。

ロックの考え(1689-1704)
人間は生まれながらにして、生命・自由・財産など基本的人権をもっている。

1689年 権利宣言(イギリス)
第1条 国会の議院として、その権利により、法律または法律の執行を停止することは違法である。
第8条 罰主に科せられることは臣民の権利であり、公平な裁判を受けることはすべて違法である。

1776年 独立宣言(アメリカ)
われわれは、次の真実を後世のものに語る。すべての人は平等に与えられている。(中略)一定の条件下で生まれながらの権利を認められていること、それらの中には、生命、自由、および幸福の追求がふくまれていること。

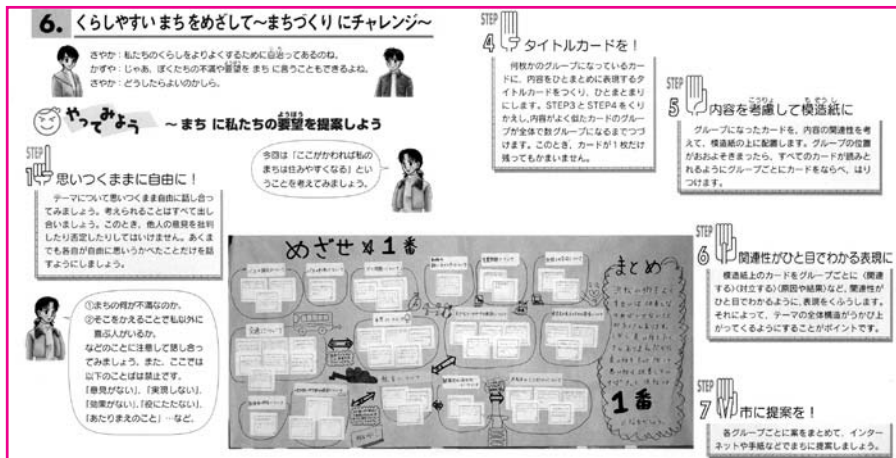
自由や平等などの権利が、一般に全人類にわたって認められるべきだ。

基本的人権獲得の歴史
基本的人権は、大むかしから当然にみとめられていたものではありません。基本的人権が獲得された歴史をふりかえってみると、人類の長年にわたる自由獲得の努力の成果であることがわかります。先人の血と苦闘の結晶が、基本的人権であり、過去いくつもの試練に耐えて守られたものです。
日本国憲法で規定されている基本的人権も、実は長い歴史の産物なのです。それは、その内容を過去の人権獲得の歴史と比較してみると、おどろくほど似ていることからわかります。

1919年 ワイマール憲法(ドイツ)
「ここにおいてはじめて『打撃権』の概念が、果敢として用いられました。」

1948年 世界人権宣言(国際連合)
第1条 すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心を備わっており、互いの権利を尊重し、互いの責任を担うべきである。

基本的な人権とは、人が生まれながらにしてもつ人間としての権利のことです。個人として尊重され、自由に生き、幸福を追求することを求めるのは、人間として当然のことです。健康で文化的な最低限度の生活を営むことができ、能力に応じてひとしく教育を受けることができることも当然必要です。そして、ひとりひとりが平等にあつた、差別されないことを求めることも、当然のことでしょう。これらの基本的人権は、おかしことのできない私たちの永久の権利として日本国憲法で保障されているのです。



帝国書院『中学生の公民（最新版）』p.132～133

てみてみよう。ここでは、公民学習の内容を端的に示している帝国書院『中学生の公民(最新版)』（以下、教科書）をみてみると、典型的な例として次の内容を挙げるができる。

- ▼「第1部現代社会と私たちの生活」・「2章個人と社会生活を考えよう」の「4よりよいくらしのために～マンションのルール（きまり）ができるまで」および「5ルールを考える～シンポジウムを通して」（p.34～36）
- ▼「第2部私たちのくらしと経済」・「2章家計から経済をみていこう」の「4消費者保護を考える」及び「3章企業について学ぼう」の「8働きやすい職場をつくるために」（p.56～57、p.72～73）
- ▼第3部私たちの民主政治」・「3住民として地方の政治を考えよう」の「地方自治と民主政治」（p.122～123）

事例はそれぞれ、マンションの住民の間で生じた問題をどのように解決するか、消費者が受けた被害をどのように救済したり、消費者を被害からどのように守ったりするか、労働者を使用者による不当労働行為からどのように守ったり、労働争議をどのように予防したり解決するか、ゴミ処理場をどこに建設するかについて、ルールづくりや法律制定等によって利害や対立を調整したり、権利を守ったりするものである。それぞれの問題は、地域の日常生活や社会の中でしばしば起こっている類のものである。また、これに類する対応を要する新たな問題も次々と起こっている。

政治の機能面に着目して、公民学習をみてみると、国会や内閣等の政治学習に入るまでに、すでに経済学習をはじめさまざまな学習場面において、生活の中で起こる諸々の問題についてルールや法律制定などによって利害や対立を調整したり、国民の権利を保護したりするシステムとしての政治の学習を行なっていることがわかる。

こうした視点からの政治学習の考え方に、前述の国会や内閣等の政治学習の壁をこえる契機があると思われる。すなわち、政治の機能・働きの視点と権力の乱用を防ぎ国民の権利を守る民主的「手続き」の視点を組み合わせた政治学習のあり方を探ってみたい。

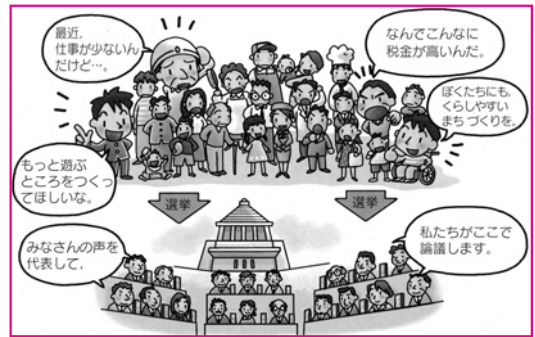
3 生活の中で直面する問題から出発する政治学習

人間が集団や社会、さらには国家を作って生活して以来、集団や社会および国家の中でのトラブルだけでなく、集団対集団をはじめ対外的トラブルは発生し続けてきた。その場合、誰が主体となって、どんな方法で解決してきたかについては、生徒は歴史学習の中で学習している。また、国民民主権の社会・国家では、国民が主体となって、民主的な方法で処理するシステムを作りあげていることは、すでに小学校の社会科でも学習している。生徒の興味・関心を喚起する中学校社会科公民的分野の政治学習を展開するためには、前述の学習を踏まえ、生徒に、身のまわりの社会から国際社会にいたるまで、つねに問題が発生し、それを一

定の手続きによって解決している原理を、生徒の現実生活に近いところから疑似体験的に学ばせる学習原理を構想し、それにもとづく学習展開を行なうべきであろう。情報化、国際化が急激に進展する現在、生徒を取り巻く生活環境や社会環境は急激に変化し、これまで考えられなかった問題、すなわち生徒自身やその周辺に影響をおよぼす問題から、地域社会に影響を及ぼす問題、日本全体に影響をおよぼす問題、さらには国際社会にまで影響をおよぼす問題が、つぎつぎに起こっていることは、生徒自身十分認識している。また、個人対個人や集団内の話し合いやルールづくりでは解決できないものは、それぞれの政治のレベル（地方の政治、国の政治、国際社会の政治）において解決策、すなわち法的措置を講ずるしかないことも承知しているはずである。しかし、生徒はそれらを身近な問題として実感したり経験したりしたことはないはずである。たとえば、以下の問題を取りあげ、政治の問題（法案化）として取りあげて欲しいか否かを問う（アンケート）学習から始めてみよう。

- ▼携帯電話への迷惑メール（出会い系サイト）を規制して欲しい。
- ▼環境問題はこれから重要な問題であるから、環境教育を進めて欲しい。
- ▼日本の社会は、少子化が進んでいるが、これを食いとめるような政策を立てて欲しい。
- ▼国民の健康を増進するような政策を一層進めて欲しい。
- ▼裁判をスムーズに進め、2年間ぐらいで判決を出して欲しい。
- ▼他国から武力攻撃を受けた時の対策や国民の責任を決めておいて欲しい。
- ▼米英が占領統治するイラク国内に自衛隊を派遣する政策を進めて欲しい。

各問題の個々人の可否をクラス全体で集計し、その結果をもとに、話し合いを行なわれた後に、じつは前述の各問題は、平成15年1月20日に始まり6月28日に閉会した第156通常国会で取りあげられ、審議され、法律化されたことを告げる。誰が法案として上程したのか、どのような審議が行われたのか、その採決の結果はどのようなもの



帝国書院『中学生の公民（最新版）』p.136

であったのかといった審議経過や手続きを、教科書（「国会を代表する国会」および「国会の仕事」p.136～139）にそって学習していくと、学習がより具体的なものとなる。その結果、内閣提案の法案と議員提案の法案があること、全会一致で採決された法案、与野党の話し合いで修正された法案、与野党が対立し多数決で決着がついた法案などが、つぎつぎとあきらかとなる。また、興味をもった生徒は、さらに第156通常国会では、約140の法案（内閣提案126議員提案）が審議され、4件を除いて成立したことなど学習を発展させていくであろう。（前述のデータは、国会閉会后、各新聞で報道されるので入手は簡単にできる。）

国の政治は自分たちの生活とは関係ないと思っていた生徒が、こうした学習を通して、実は非常に身近な問題を国会では審議し、法律化していることを認識するであろう。また、それらの法律が内閣・行政によってどのように進められるのかについても興味を持つことにもつながる。その結果、具体的な法律（例えば、「インターネット異性紹介事業規制法」や「少子化社会対策基本法」及び「環境教育推進法」）は、どの省で、具体的な政策として進められるのかといった学習へ発展するであろう。また、内閣提案の法案が126もあることから、議院内閣制の意義や必要性を理解するであろう。

このようにまず生徒の周辺で起こっている問題から学習をスタートさせ、その解決過程や手続きの学習へと進むならば、生徒の興味や関心を喚起する政治学習となるであろう。